

電気需給約款（高圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	改訂前	改訂後
3. 定義	(23)燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別表1（燃料費調整）に記載の方法により算出された値をいいます。	(23)電源調達等調整額 当社が、お客さまに電気を供給するにあたり、調達する各種電源の費用および安定的な供給を確保するための諸制度に対応する費用の変動を毎月の電気料金に反映させるため、別表1（電源調達等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。
12. 電気料金	(1)契約種別を問わず、料金は、本条（1）イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条（1）ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（燃料費調整）によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。	(1)契約種別を問わず、料金は、本条（1）イに定める基本料金、ロに定める電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、予備電力の場合を除き、本条（1）ハによって力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表1（電源調達等調整）1. によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
12. 電気料金	(2)自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。	(2)自家発補給電力にかかる料金については、次の基本料金、電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（電源調達等調整）1. によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
12. 電気料金	(3)予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（燃料費等調整）によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。	(3)予備電力にかかる料金については、次の基本料金と電力量料金および別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）4. によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表1（電源調達等調整）1. によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたものといたします。
別表1 電源調達等調整	<p>1.燃料費調整額の算定 当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(1)平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、</p>	<p>1.電源調達等調整額 当社が以下の基準にて算定する燃料調整単価、市場調達単価および安定調達調整単価の合計を電源調達等調整単価といたします。電源調達等調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に電源調達等調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>2.燃料調整単価の算定 当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料調整単価を算定いたします。</p> <p>(1) 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0200$ $\beta = 0.2870$</p>

その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2)燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (26,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

$$\text{基準単価} = 0.234\text{円/kWh}$$

(3)燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料費調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の

$$\gamma = 0.6895$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 燃料調整単価

燃料調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、(2)イの場合は、燃料調整単価を差し引くものとし、(2)ロの場合は、燃料調整単価を加えるものといたします。また、燃料調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

イ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (26,000\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

ロ 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合

$$\text{燃料調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 26,000\text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(3) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下に定めるものといたします。

$$\text{基準単価} = 0.234\text{円/kWh}$$

なお、当社が必要と判断した場合には、当社は、基準単価を変更する場合があります。その場合、変更後の基準単価を当社ホームページ等でお知らせいたします。

(4) 燃料調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整単価適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間

値とし、1.(2)に定めるものとします。

3.燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

4.燃料費調整単価等の通知

当社は、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格、1トン当たりの平均石炭価格および算定された燃料費調整単価を通知いたします。

5.燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

3.市場調達単価の算定

市場調達単価は、当社の日本卸電力取引所からの調達量に応じて、中国エリアスポット市場取引の約定価格にもとづき以下の算式により算定した値といたします。なお、(1)イの場合は市場調達単価を差し引くものとし、(1)ロの場合は市場調達単価を加えるものといたします。

(1) 市場調達単価

イ 平均市場価格が標準調達価格を下回る場合

$$\text{市場調達単価} = (\text{標準調達価格} - \text{平均市場価格}) \times \text{市場調達割合}$$

ロ 平均市場価格が標準調達価格を上回る場合

$$\text{市場調達単価} = (\text{平均市場価格} - \text{標準調達価格}) \times \text{市場調達割合}$$

(2) 平均市場価格

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間における平日9時から21時に対応する電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間におけるXを除く時間に対応する電力市場価格の平均値

$$x = 0.7000$$

$$y = 0.3000$$

なお、各平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(3) 標準調達価格

標準調達価格は10円45銭といたします。

なお、当社が必要と判断した場合には、当社は、標準調達価格を変更する場合があります。その場合、変更後の標準調達価格を当社ホームページ等でお知らせいたします。

(4) 市場調達割合

市場調達割合は算定期間における当社市場調達量に応じて算定いたします。

(5) 市場調達単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場調達単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場調達単価適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均市場価格算定期間	市場調達単価適用期間
毎年1月1日から2月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間

毎年2月1日から3月末日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から4月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から5月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から6月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から7月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から8月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から9月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から10月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から11月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から12月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間

※上記市場調達単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

4. 安定調達調整単価の算定

安定調達調整単価は、地域内の再生可能エネルギー発電設備において発電された電力の調達費用および電力システム改革等の制度変更に関連して生じる安定供給のための調達費用に応じて算定いたします。なお、算定は原則として毎月1日時点において行い、電源調達等調整単価に適用（加算または減算）いたします。

5. 電源調達等調整単価の通知

当社は、算定された電源調達等調整単価を当社ホームページ等によりお知らせいたします。

6. 電源調達等調整単価算定方法の改定

当社は、当社が電源調達等調整単価の算定方法を改定する必要がある場合、適宜、その算定方法について見直しを行うことがあります。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定方法により算定された電源調達等調整単価の適用を開始するものといたします。

電気需給約款（低圧）

【 電気需給約款の変更内容 】

	改訂前	改訂後
3. 定義	<p>(11)燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度にもとづいて別表1（燃料費調整）に記載の方法により算出された値をいいます。</p>	<p>(11)電源調達等調整額 当社が、お客さまに電気を供給するにあたり、調達する各種電源の費用および安定的な供給を確保するための諸制度に対応する費用の変動を毎月の電気料金に反映させるため、別表2（電源調達等調整）に記載の方法により算出された値をいいます。</p>
別表2 電源調達等調整	<p>(1)燃料費調整額の算定 当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料費調整単価を算定いたします。燃料費調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に燃料費調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>イ 平均燃料価格：原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1543$ $\beta = 0.1322$ $\gamma = 0.9761$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料費調整単価：燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合 燃料費調整単価 = $(26,000円 - 平均燃料価格) \times ((2)の基準価格 / 1,000)$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合 燃料費調整単価 = $(平均燃料価格 - 26,000円) \times ((2)の基準価格 / 1,000)$</p> <p>ハ 燃料費調整単価の適用：各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間とお客さまの請求期間に応じて適用いたします。</p> <p>(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。</p>	<p>(1)電源調達等調整額 当社が以下の基準にて算定する燃料調整単価、市場調達単価および安定調達調整単価の合計を電源調達等調整単価といたします。電源調達等調整額は、当該需要場所の1月の使用電力量に電源調達等調整単価を適用し算定いたします。</p> <p>(2)燃料調整単価の算定 当社は、以下の基準にて原油・液化天然ガス・石炭の貿易統計の輸入品の数量および価額の値を算定した原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格により、燃料調整単価を算定いたします。</p> <p>イ 平均燃料価格 原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。</p> <p>平均燃料価格 = $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$</p> <p>A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.0200$ $\beta = 0.2870$ $\gamma = 0.6895$</p> <p>なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>ロ 燃料調整単価 燃料調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。 なお、ロ(イ)の場合は、燃料調整単価を差し引くものとし、ロ(ロ)の場合は、燃料調整単価を加えるものといたします。また、燃料調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を下回る場合 燃料調整単価 = $(26,000円 - 平均燃料価格) \times 基準単価 / 1,000$</p> <p>(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が26,000円を上回る場合 燃料調整単価 = $(平均燃料価格 - 26,000円) \times 基準単価 / 1,000$</p>

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

二 燃料費調整額：燃料費調整額は、その1か月の使用電力量に□によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2)基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とします。

従量制供給の場合

イ 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合、基準単価は次のとおりといたします

基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘(税込)

□ イ以外の場合の基準単価は、次の通りといたします。

1キロワット時につき	24銭5厘(税込)
------------	-----------

(3)燃料費調整の見直し

当社は、当社が燃料費調整の算定方法が不適当になったと認める場合においては、適宜、燃料費調整について見直しを行うことがあります。

八 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とします。

従量制供給の場合

(イ) 料金表により最低料金が適用される契約種別の場合、基準単価は次のとおりといたします。

基本料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	3円68銭0厘(税込)
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	24銭5厘(税込)

(ロ) (イ) 以外の場合の基準単価は、次のとおりといたします。

1キロワット時につき	24銭5厘(税込)
------------	-----------

なお、当社が必要と判断した場合には、当社は、基準単価を変更する場合があります。その場合、変更後の基準単価を当社ホームページ等でお知らせいたします。

二 燃料調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料調整単価適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料調整単価適用期間
毎年1月1日から3月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月末日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月末日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月末日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月末日までの期間	その年の12月の検針日から翌年1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月末日までの期間	翌年1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月末日までの期間	翌年2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月末日までの期間	翌年3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

※上記燃料調整単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

(3)市場調達単価の算定

市場調達単価は、当社の日本卸電力取引所からの調達量に応じて、中国エリアスポット市場取引の約定価格にもとづき以下の算式により算定した値といたします。なお、イ(イ)の場合は市場調達単価を差し引くものとし、イ(ロ)の場合は市場調達単価を加えるものといたします。

イ 市場調達単価

(イ) 平均市場価格が標準調達価格を下回る場合

市場調達単価 = (標準調達価格 - 平均市場価格) × 市場調達割合

(ロ) 平均市場価格が標準調達価格を上回る場合

市場調達単価 = (平均市場価格 - 標準調達価格) × 市場調達割合

ロ 平均市場価格

平均市場価格 = X × x + Y × y

X = 各平均市場価格算定期間における平日9時から21時に対応する電力市場価格の平均値

Y = 各平均市場価格算定期間におけるXを除く時間に対応する電力市場価格の平均値

x = 0.7000

y = 0.3000

なお、各平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ 標準調達価格

標準調達価格は10円45銭といたします。

なお、当社が必要と判断した場合には、当社は、標準調達価格を変更する場合があります。その場合、変更後の標準調達価格を当社ホームページ等でお知らせいたします。

ニ 市場調達割合

市場調達割合は算定期間における当社市場調達量に応じて算定いたします。

ホ 市場調達単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場調達単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場調達単価適用期間に使用される電気に対し以下のとおり適用します。

平均市場価格算定期間	市場調達単価適用期間
毎年1月1日から2月末日までの期間	その年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から3月末日までの期間	その年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から4月末日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から5月末日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から6月末日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から7月末日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間

毎年7月1日から8月末 日までの期間	その年の9月の検針日か ら10月の検針日の前日 までの期間
毎年8月1日から9月末 日までの期間	その年の10月の検針日 から11月の検針日の前 日までの期間
毎年9月1日から10月 末日までの期間	その年の11月の検針日 から12月の検針日の前 日までの期間
毎年10月1日から11 月末日までの期間	その年の12月の検針日 から翌年1月の検針日の 前日までの期間
毎年11月1日から12 月末日までの期間	翌年1月の検針日から2 月の検針日の前日までの 期間
毎年12月1日から翌年 の1月末日までの期間	翌年2月の検針日から3 月の検針日の前日までの 期間

※上記市場調達単価適用期間において、「検針日」とあるのは、当社があらかじめお客さまに計量日をお知らせした場合は、「計量日」と読み替えるものとします。

(4)安定調達調整単価の算定

安定調達調整単価は、地域内の再生可能エネルギー発電設備において発電された電力の調達費用および電力システム改革等の制度変更に関連して生じる安定供給のための調達費用に応じて算定いたします。なお、算定は原則として毎月1日時点において行い、電源調達等調整単価に適用（加算または減算）いたします。

(5)電源調達等調整単価の通知

当社は、算定された電源調達等調整単価を当社ホームページ等によりお知らせいたします。

(6)電源調達等調整単価算定方法の改定

当社は、当社が電源調達等調整単価の算定方法を改定する必要がある場合、適宜、その算定方法について見直しを行うことがあります。なお、N月1日時点の改定の場合、その年のN月の検針日からN+1月の検針日の前日までの期間において使用される電気の料金から、改定後の算定方法により算定された電源調達等調整単価の適用を開始するものといたします。

電気料金プラン約款（低圧）

【 電気料金プラン約款の変更内容 】

	改訂前	改訂後
1. 適用	電気料金プラン約款（以下「プラン約款」という）は、株式会社ととり市民電力（以下「当社」という）の電気需給約款（低圧）（以下、「電気需給約款」という。なお、当社が電気需給約款を変更した場合には、変更後の電気需給約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、プラン約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。	電気料金プラン約款（以下「プラン約款」という）は、株式会社ととり市民電力（以下「当社」という）の電気需給約款（低圧）（以下、「電気需給約款」という。なお、当社が電気需給約款を変更した場合には、変更後の電気需給約款によります。）にもとづき、電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。なお、プラン約款に定める基本料金、電力量料金、割引額、電源調達等調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含みます。
4. 契約種別 低圧電力 バリュープラン	(5)電気料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	(5)電気料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、 <u>電気需給約款別表2（電源調達等調整）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたもの</u> といたします。
4. 契約種別 従量電灯B バリュープラン	(4)電気料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を下回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が26,000円を上回る場合は、電気需給約款別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものいたします。	(4)電気料金 料金は、以下に定める基本料金、電力量料金、および電気需給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし電力量料金は、 <u>電気需給約款別表2（電源調達等調整）（1）によって算定された電源調達等調整額を差し引いたものまたは加えたもの</u> といたします。